

281 5 6 02 01

業務委託基本契約書

(甲)	イオンディライト株式会社
(乙)	

239806



業務委託基本契約書

委託者 イオンディライト株式会社（以下「甲」という）と受託者 _____
（以下「乙」という）とは、以下の通り業務委託契約を締結する。

（本契約の目的）

第1条 甲および乙は、イオングループ各社やチェーンストア各社等で使用している
買い物カゴの洗浄事業を通して障がい者の就労と自立を図るため相互に協力し
てこの事業を遂行するため、甲は、第2条の業務を乙に委託し、乙はこの業務
を受託する。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務は、イオングループ各社及びチェーンストア各社の
買い物カゴの洗浄業務とこの業務に付随する買物カゴの甲の指定する場所への
集配送業務、受付、荷受、検収、洗浄、計上、保管業務およびその他これに付
随する業務。

（委託業務の指導）

第3条 甲は前条の委託業務を円滑に実施するために定期的に運営指導及び管理を実
施すると共に洗浄業務における不具合が発生しないよう適切な指導を行なう。

（委託業務の履行場所）

第4条 委託業務を行う施設は

（買い物カゴの引渡し場所等）

第5条 乙は第2条の業務については、甲の指定した各店舗リストの集配送指定場所
にて実施するものとする。また、買物カゴの集配送にあたって、集配送先の指
定された従業員の立会いのもと、数量の検査を実施するものとする。

2. 甲は、買い物カゴの洗浄業務が確実に履行されていることを確認するための
検査を行うものとする。また、洗浄中の検査もできるものとする。
3. 甲は、前項の検査において不具合があった場合は、乙に対して当該不具合を改
善するよう命じることができる。
4. 買い物カゴの1日当たりの搬入数量及び店舗、洗浄後の引渡し数量及び店舗に

はその恐れのある場合は、遅滞なく甲に通知するとともに適切な処置を講じるものとする。尚、不可抗力による履行不能及び遅滞については、乙はその責を負わないものとする。

(守秘義務)

第18条 乙は、本業務を遂行するに際し知りえた秘密を甲の許可なく他人に漏洩してはならない。また、乙は、業務上知り得た情報、秘密の保護に必要な処置を講じなければならない。

(解約による契約の終了)

第19条 甲又は乙において、本契約を継続することが困難と認められる相当の事由が生じた場合は、3ヶ月前までに、双方相手方にその事由を付した書面を持って解約を通知し、本契約を終了できるものとする。

(重要事項の告知義務)

第20条 甲又は乙は、自らの商号、代表者、本店所在地、会社の合併等、重要な事項に変更があったときは、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(業務委託の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何らの通知、催告を要しないで委託契約を解除できるものとし、発生した損害について賠償を請求できるものとする。

- (1) 本契約に著しく違反したとき
- (2) 本件業務の実施状況が劣悪であり、改善の見込みがないと判断されるとき
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産適用等の申立てがあったとき、又は、清算にはいったとき
- (4) 公租公課を滞納し、督促状で指定された期日までに完納しなかったとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分又は、その警告があったとき
- (6) 関係各法令に違反したとき

2. 乙は、甲が次の各号の一つに該当するときは、何らの通知、催告を要しないで本契約を解除することができるものとし、乙は、甲に対し未払いの契約金額を請求することは勿論、発生した損害について賠償を請求できるものとする。

- (1) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社更生手続・民事再生手続等の申立てをなしてもしくは、申立を受けたとき、又は、清算にはいったとき
- (2) 公租公課を滞納し、督促状で指定された期日までに完納しなかったとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分又は、その警告があったとき

(4) 本契約に基づく金銭債務を履行せず、相当の期間を定めた催告を受けたにも拘らず、尚その期間内に履行しないとき

(洗浄単価の改定)

第22条 契約後の諸般の事情等に著しく変動をきたし、洗浄単価を改定する必要があるときは甲乙協議の上これを改定することができる。

(業務の一時停止)

第23条 甲は、本件業務を不可能とするような事態が生じたときは、その状況が止むまでの間本件業務の全部、又は一部について委託業務の中止を求めることができる。なお、中止された間の契約金額は、甲乙協議の上、甲はその額を減じるか、又は支払をしないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第24条 甲および乙はそれぞれ、自己ならびに自己の取締役、執行役および監査役(以下、「役員」という。)、または、自己の財務、事業方針などを決定することができる者が、次の各号のいずれにも該当しないことを確約するとともに、反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に協力しないことを確約する。

- (1) 「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、または、これらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者。
- (2) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにその構成員。
- (4) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等の団体または個人
- (5) 暴力、威力、脅迫の言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人。
- (6) その他前各号に準ずる者。

2. 甲および乙のいずれか一方が前項の規定に違反した場合、相手方は何らの催告を行なうことなく、本契約を解除できるものとし、違反した当事者はかかる解除に伴う損害賠償請求をなさないものとする。ただし、相手方からの損害賠償請求は妨げない。

(疑義)

第25条 本業務委託契約に定めのない事項または本業務委託契約の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議し解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第26条 本契約に起因する紛争に関して訴訟、調停を提起する必要があるときは、甲の住所地の管轄裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

以上合意の証として本書正本2通を作成し、甲、乙各自記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

2020年 4月 20日

委託者(甲) 住所 大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号
イオンディライト株式会社
氏名 代表取締役社長 濱田 和成

受託者(乙)

別紙

基本単価

通常単価

本契約第11条に基づく定期的な回収と納品の場合

1カゴ当たり洗浄単価	20.0円
------------	-------

臨時単価

本契約第11条に基づく非定期的な回収と納品の場合

1カゴ当たり洗浄単価	20.0円
------------	-------

※緊急手配の場合は、甲乙双方協議の上決定する。

以上